

《重層的支援体制整備事業の概要》

社会福祉法 第106条の4第2項の各号		既存制度の対象事業等	備考（概要等）
① 相談支援	包括的相談支援事業	【高齢・介護】地域包括支援センター	介護（高齢）、障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体として実施し、本人や世帯の属性を問わず相談を受け止めるものである。 <u>（断らない相談支援体制）</u>
		【障害】障害者相談支援事業	
		【子ども・子育て】利用者支援・妊娠出産包括的支援事業	
		【生活困窮】自立相談支援事業	
	新 多機関協働事業	【全体】多機関協働事業所（市直営） 上記支援事業所と連携・調整	○相談支援包括化推進員の配置 ○支援プラン作成 ○重層的支援会議
新 アウトリーチ等を通じた継続的支援	【その他】訪問等により継続的につながり続ける機能	制度の狭間の方に対し、アウトリーチを主とした継続的支援	
②参加支援 新参加支援事業	【障害】就労支援B型事業 【全体】就労準備支援事業	社会とのつながりを回復するため、既存の取り組みでは対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り、居住支援などを提供	
③地域づくりに向けた支援	【高齢・介護】一般介護予防事業のうち、厚生労働大臣が定める事業（通いの場等）	地域において誰もが、参加できる環境整備を進める。そのための地域における資源開発やネットワークの構築、ニーズと取組のマッチング等により、取組のコーディネートを行う。	
	【高齢・介護】生活支援体制整備事業		
	【障害】地域活動支援センター事業		
	【子ども・子育て】地域子育て支援拠点事業		
	【生活困窮等】生活困窮者支援等の地域づくり事業		